

No. 357

全 仏

4/90

全日本仏教会懇親会

日本仏教会懇親会



壇上に揃った新会長(左から2人目)・副会長

全日本仏教会

全仏理事会評議員会開く

新会長に春見文勝 臨済宗派管長



ホテルニューオータニで開かれた理事会・評議員会

本会の理事会・評議員会が、去る3月16日、東京のホテル・ニューオータニで開催された。会議では、任期満了に伴う会長・副会長の推戴が行われ、別記の通り、会長には臨済宗妙心寺派の春見文勝管長が推戴された。また理事長には、これまで事務総長を務めていた真宗大谷派の白川良純師が選出された。

評議員会は、議長に井桁雄弘師を、議事録署名人に寛昭観・馬場宗信の両師を選んで議事に入った。

議案第一号「任期満了に伴う理事及び監事選出の件」
慣例に従い、理事・監事の選考委員会を設置、別室で選考の結果、別記の方々が理事及び監事に選出された。

議案第二号「任期満了に伴う会長及び副会長推戴の件」
白川理事長より上程。同じ十六日、午前十一時より開催された「第十九期会長・副会長推戴委員会」の答申を、同委員会が座長を務めた澁谷直城師が報告。これに基づき、別記の通り会長・副会長を満場一致で推戴することを議決した。

議案第三号「平成二年度事業計画(案)について意見を求める件」
白川理事長より上程。川島総務部長が平成二年度事業計画書を朗読。原案賛成の意見が表明された。

議案第四号「平成二年度歳入歳出予算(案)について意見を求める件」
白川理事長より上程。剛山財務部長が財務担当者会議、常務理事会等を経て編成された平成二年度予算案を詳細に説明。

原案賛成の意見が表明された。

議案第五号「ルンビニー園復興事業について意見を求める件」
最初に国際文化部が製作したルンビニー園紹介のビデオが放映され、つづいて杜多国際文化部長及び川井ルンビニー委員長より、①これまでの詳細な経緯、②マヤ堂修復の実施計画案及び日本の建設会社から出された見積り、③現行のルンビニー復興日本仏教徒委員会にかわる、新しい委員会の規約、の三点が説明された。

質疑応答の後、原案賛成の意見が表明された。

理事長に白川良純師

理事会は、野口善雄師を仮議長、来馬規雄・岩崎宗秀の両師を議事録署名人を選んで議事に入った。

議案第一号「任期満了に伴う理事長及び常務理事選出の件」
真宗大谷派の白川良純師を理事長に選出。白川理事長を議長に、別記の常務理事を選出した。

議案第二号「事務総局人事の承認を求める件」
白川理事長より上程。原案通り承認され、新しい事務総長には、石上智康(浄土真宗本願寺派)の就任が決まった(詳細は次号に掲載)

議案第三号「国際委員会設置について承認を求める件」
白川理事長より上程。杜多国際文化部長が、委員会設置の趣旨及び規約を説明。



別室で開かれた理事会

原案通り承認された。
議案第四号「各種委員会委員の承認を
求める件」

白川理事長より上程。川島総務部長が
説明、原案通り承認された。

議案第五号「任期満了に伴う会長及び
副会長推戴の件」

白川理事長より上程。同じ十六日、
午前十一時より開催された「第十九期会
長・副会長推戴委員会」の答申を、同委
員会で座長を務めた澁谷直城師が報告。

これに基づき、別記の通り会長・副会長
を満場一致で推戴することを議決した。

議案第六号「平成二年度事業計画(案)
の承認を求める件」

白川理事長より上程。川島総務部長が
平成二年度事業計画書を朗読。原案通り
承認された。

議案第七号「平成二年度歳入歳出予算
(案)の承認を求める件」

白川理事長より上程。剛山財務部長が
財務担当者会議、常務理事会等を経て編
成された平成二年度予算案を詳細に説明。
原案通り承認された。

全仏懇親会

にぎやかに350名出席



理事会・評議
員会終了後、同
じホテルニュー
オータニを会場
に、全仏懇親会
が開催された。
今回は、新旧
役員の交代期に

あたり、各宗
派、都道府県
仏教会等から
約三百五十人
が出席、広い
会場も満員の
大盛会となっ
た。

政界からは、
渡辺秀央自民党全国組織委員長をはじめ、
小沢辰男、森喜朗、山下元利、奥野誠亮、
石橋一弥、奥田幹生、瓦力、北川正恭、
谷川和穂、原健三郎、町村信孝の諸氏ら、
代理を含めて百人を超える国会議員が出
席、次々に登壇して挨拶を行った。(写真
は祝辞を述べる渡辺秀央自民党全国組織
委員長)

告事項として次のような報告が行われた。
総務部「公職選挙法改正に伴う、政治
家からの寄付について」
長谷川弁護士が詳細な説明を行った。
(内容は七頁に掲載)

社会部「第三十四回全日本仏教徒会議
大阪大会について」
本年九月十一日に開催予定の大阪大会
の報告及び挨拶を、実行委員長の平興誓
師が行った。

二年度事業計画なら びに予算案を承認

平成二年度の事業計画及び歳入歳出予
算は、理事会・評議員会で原案通り承認
された。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 浜田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

新年度予算は、前年度より四百五万五
千円増の一億六十一万八千円と、初め
て一億円の増にのった。これは本年度
第三十四回全日本仏教徒会議及び、第十
七回世界仏教徒会議が予定されており、
また、日本宗教連盟の理事長・事務局を
担当する年に当たっており、それらの経
費が増額されたことによるものである。
さらに、ルンビニー園復興事業に関す
る通常経費(委員会費等)については、
これまで国際文化部の「ルンビニー園係
費」から、支出されてきたが、いよいよ
実際にマヤ堂修復に着手するめどがた
つため、平成二年度からは「ルンビニー
園復興予算」から支出することとなった。
これに伴い国際文化部の「ルンビニー園
係費」の項目は、削除が決まった。

1990年4月1日

全日本仏教会第十九期役員

会長 春見 文勝 (臨濟宗妙心寺派管長)

副会長 岩間 日勇 (日蓮宗管長)

中川 祐俊 (真言宗豊山派管長)

壬生 台舜 (聖観音宗管長)

丹羽 観堂 (浄土宗西山禅林寺派管長)

瀨辺 淳信 (愛知県仏教会長)

鈴木 龍珠 (大阪府仏教会長)

平川 彰 (東京大学名誉教授)

理事長 白川 良純 (真宗大谷派)

常務理事 (評議員中の◎印)

理事 (〇印)

監事 (〇印)

評議員 (敬称略)

◎藏山 光堂 (曹洞宗)

◎来馬 規雄 同

◎細川 祐葆 同

山崎 正道 同

前田 昌範 同

石塚 良光 同

本田 兼康 同

佐々木孝一 同

◎藤音 晃祐 (浄土真宗本願寺派)

◎有馬 清雄 同

日谷 周暎 同

木山 星生 同

土原 世胃 同

明山 孝文 同

篁 昭観 同

◎細川 信元 (真宗大谷派)

◎白川 良純 同

◎中 惠念 同

上野 諦 同

村上 耕二 同

祖父江照道 同

調 紀 同

木越 樹 同

◎大田 秀三 (浄土宗)

◎野口 善雄 同

吉田 昭炳 同

牧 達雄 同

川井 匡俊 同

蓮池 瑞旭 同

野呂 幸進 同

成田 有恒 同

◎澁谷 直城 (日蓮宗)

金坂 信章 同

橋田 文啓 同

小崎 竜雄 同

持田 貫宣 同

新井 智清 同

◎徳富 義孝 (高野山真言宗)

新居 祐政 同

資延 敏雄 同

中山 弘之 同

▽寿山 良知 同

◎小倉 宗徳 (臨濟宗妙心寺派)

馬場 宗信 同

伊藤 公照 同

木村 潮音 同

渋谷 厚保 同

◎多紀 顕信 (天台宗)

▽師田 賢説 同

長沢 徳純 同

◎石川 良泰 (真言宗智山派)

竹村 智優 同

茂木 隆應 同

花木 義光 同

◎鈴木 常俊 (真言宗豊山派)

鳥居 慎誉 同

小野塚幾澄 同

杉本 亮一 同

◎安藤 正晃 (孝道教団)

山口 正戒 同

渡辺 高男 同

◎森田 禅朗 (和宗)

加藤 公俊 同

健代 和忠 同

◎五十嵐意承 (聖観音宗)

法田 光順 同

清水 映順 同

◎長谷川霊信 (念法真教)

大倉 律現 同

仲田 順和 (真言宗醍醐派)

吉田 裕信 (真言宗御室派)

清水谷正道 (真宗高田派)

徳岡 俊玉 (西山浄土宗)

中司 信了 (真宗興正派)

山本 智丈 (黄檗宗)

東条 仁哲 (真言宗犬鳴派)

本守 覚祐 (天台真盛宗)

辻村 恂善 (時宗)

大蔵 寛邦 (臨濟宗建長寺派)

川口 善教 (法華宗本門流)

梨本 哲雄 (真宗仏光寺派)

水野 良雄 (浄土宗西山禅林寺派)

岡平 篤道 (臨濟宗東福寺派)

白井 慈勲 (融通念仏宗)

岡田 高功 (真言宗大覺寺派)

高野 乘純 (本門仏立宗)

鶴飼 慶範 (浄土宗西山深草派)

加藤 勝真 (真言宗善通寺派)

山田 信正 (顕本法華宗)

福井 英昭 (新義真言宗)

岩佐 是光 (臨濟宗円覺寺派)

織田 龍洲 (真宗木辺派)

合田 和教 (真言宗国分寺派)

小野 逐道 (臨濟宗建仁寺派)

上司 永慶 (華嚴宗)

川村 俊朝 (真言宗泉涌寺派)

安田 映胤 (法相宗)

高田 良信 (聖徳宗)

小池 弘三 (真言宗須磨寺派)

平田 忠義 (妙見宗)

- 国定 浄運(真言三寶宗)
- 村主 康瑞(真言宗中山寺派)
- 寺村 顕智(北海道仏教会連盟)
- 樟原 宏朗 同
- 最上 知良(青森県仏教会)
- 高木 教潤(岩手県仏教会連盟)

会長就任に当たって

全日本仏教会会長 春見 文勝



春見会長

このたび私は、臨済宗妙心寺派の管長として、全日本仏教会の会長という大役を仰せつかることになりました。私こと、名前は「文勝」と申しますが、その実まことに浅学非才であり、加えて八十四歳という高齢でございますので、この大役を無事に務めさせて頂くことが出来るかどうか大変心配であります。皆様方のご支援によりなんと大任を果したいと願っております。何卒よろしくご指導ご法愛を賜りますようお願い申し上げます。

私のいたらぬ座右の銘は「私の中にもう一人のステキな真実の私がいる」ですが、実はこのことはこの世に存在するすべての人に言い得ることなのです。もう一人の私、真実の自分に出会

うことはなかなかむずかしいことではありますが、この出会いこそが仏教徒にとって、宗派を超えて一番大切なことではないかと思えます。

現在、私共は内外に幾多のむずかしい問題をかかえています。互いに仏の教えを信じ合い、その輪を広げることにより、一つ一つ解決の方向に歩み

続けたいものだと思います。

ところで本会では、以前よりルンビニ一園の復興事業に協力を致してまいりましたが、特に今年にはマヤ堂の修復事業に着手することになっております。

マヤ堂というまでもなくルンビニ一園の中心であり、世界の仏教徒が参拝する大切な場所でもあります。このマヤ堂の修復を行うことは日本の仏教徒にとりましては名譽なことであり、本会にとりましても大変光栄なことであり、意義深いことだと存じます。

どうか皆々様の温かいご協力とご尽力によりまして、修復事業が無事に完

成致すことを只管祈念致しまして、就任のご挨拶いたします。

- 竹市 文成(群馬県仏教連合会)
- 塚田 賢照(栃木県仏教会)
- 鱈淵 正浩 同
- 中村 純崇(茨城県仏教会)
- 江連 俊則(埼玉県佛教会)
- 河野 亮永 同
- 山田 勝義(千葉県仏教会)
- 村松 正隆 同
- ◎岩崎 宗秀(東京都仏教連合会)
- 篠本 宏昌 同
- 白川 謙敬 同
- 柳下 隆侃(神奈川県仏教会)
- 大井 重忠 同
- ▽本間 孝康 同
- 中村 啓識(新潟県仏教会)
- 波佐場 薫(石川県仏教会)
- 寿 惟寂(山梨県仏教会)
- 海野 淨雄(長野県仏教会)
- 龍 俊美(岐阜県仏教会)
- 加納 博司 同
- 猪俣 顕忠(静岡県仏教会)
- 鈴木 智龍 同
- 牧 忍教(愛知県仏教会)
- 江川 辰三 同
- 長澤 香静(京都府仏教会)
- 中野 玄光(京都府仏教連合会)
- 増田 貞圓(大阪府仏教会)
- 井桁 雄弘 同
- 圓成 淳龍(兵庫県仏教会)
- 高見 寛康 同
- 前田 侑敬(和歌山県仏教会)
- 渡辺 哲雄(島根県仏教会)
- 本山 完海(岡山県仏教会)
- 東 雄鳳(鳥取県仏教連合会)

- 脇 千城(香川県仏教会)
- 松浦 光章(徳島県仏教会)
- 水崎 章元(愛媛県仏教会)
- 島田 定信(高知県仏教会)
- 黒田 英之(福岡県仏教連合会)
- 友松 諦道(真理舎)
- 島田喜久子(全日本仏教婦人連盟)
- 林 恵智子 同
- 佐藤 功岳(全日本仏教青年会)
- 中山 静麿(日本仏教鑽仰会)
- 秋山 秀濟(日本仏教保育協会)
- 長田 順海(国際仏教興隆協会)
- 尾崎 隆(仏教振興財団)
- 坂本 観晃(東京ブテイストクラブ)
- 沼田 恵範(仏教伝道協会)
- 吉村 良鳳(世界平和同願会)
- 秋葉 善彌(国柱会)

日本の心を伝える



寺院内陣荘厳・仏具納骨堂工事

はせがわ

西日本本部/福岡市博多区博多駅前日生ビル ☎092(472)1621代

東京本部/東京都中央区銀座共同ビル新銀座 ☎03(541)3891代

寺院専門工場 橋長谷川仏具工事/直方市大字中東明日香台 ☎09492(4)7211代

同和推進十年の歩み

(11)

本門仏立宗差別問題
題委員会委員長

加藤 現崇

本門仏立宗の部落差別問題に対するとりくみは、一九八四年（昭和五十九年）、宗務本庁内に差別問題委員会が七名の委員により組織され発足したことにより始まった。

発足当初は、各委員のこの問題に対する認識は浅く、委員自身の研修が必要であった。そこで月例の研究会を持ち、委員自身の学習と研究からとりかき、全日本仏教会や同和問題にとりくむ宗教教団連帯会議（同宗連）が主催する研修会や部落解放夏期講座等の研修会に出席を重ね、その認識と理解を深めることを計った。

これにより各委員は、部落問題の根の深さ、特に部落差別の残忍かつ陰湿な実態を歴史的にも今日的にも及ばずながら理解することができた。

そこで、委員会は今後も積極的に研修会等への参加を継続すると共に、宗内に向ってどの様な啓発をすべきかの検討にはいった。

その結果、まず教師に対する啓発が重要との結論に達し、当局に対してこの差別問題について「修学塾」用のテキストの作成及びカリキュラムの組み入れ方を要請、その了解を得た。テキストは不勉強ながら委員が交代で執筆することとなった。

修学塾とは、本宗の教師を対称とした全国的教育制度機関で、全国を十一のブロックに分け、共通のテキストによって各ブロックごとに講義が行なわれ、全教師の受講が宗制により義務づけられているものである。

そこでまず各ブロックの講師を宗務本庁に集めて教員研修会を開き、委員がテキストに従って講義し、指導の要点等の説明をした。しかし、予想されていたことではあるが、受講者より「ねた子を起こすな」とか、そのほか「逆差別」的な意見が続出し、部落に対する予断と偏見の強さと、この問題に対する無理解を思い知らされ、今更

ながらこの問題の根の深さを痛感させられた。

そこで講義を任せられないと判断されるような講師の担当するブロックには我々委員が出張して講師をつとめ、こうして形だけでも「差別問題」の科目がスタートしたのは一九八五年（昭和六十年）であった。

以下各年の講義のテーマを列挙すると、

○一九八五年

「部落差別問題について」

・ 部落問題とは

・ 被差別部落の歴史

・ 部落差別の実態等

○一九八六年

「宗教と差別問題」

・ 町田発言とは

・ 宗教界の差別事象ととりくみ

・ 差別につながる宗教教理等

○一九八七年

「戒名にみられる差別事象」

・ 部落差別と宗教の社会的役割
・ 差別戒名の実態
・ 差別戒名の問題点等

○一九八八年

「業思想に内在する問題点」

・ 業論のおこりととはたらき

・ 宿業観について

・ 定業能転について等

○一九八九年

「差別問題」

・ 人権と部落問題

・ 人権意識と国際感覚

・ 人権の尊厳確立のために等

このように、宗内の教師に対する啓発は「修学塾」を通して五年目に入っている。又、信徒に対する啓発は機関紙「佛立新聞」に二年間にわたりシリーズで啓発記事を連載した。

しかし、この問題の宗内啓発は、まさに始まったばかりで現状に於てその効果を見い出すことは難しい。

部落差別をはじめとする人権問題に対して社会の各方面が真剣にとりくんでいる今日、なおかつ無関心を装う仏教者は、仏の慈悲が誰に向けられているのか、という仏法の本筋を忘れたエセ仏教者となってしまう。

このことを心に銘記して、これまで部落差別を温存助長する側に立ってきただれわれ仏教界の真剣なる反省を込めて、更なる今後のとりくみ強化を計りたい。

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕このた

びの「公職選挙法」改正で、政治家は、寺などへの寄付ができなくなると

聞きました。拙寺では明年、本堂の改築を計画しており、建設委員長には、現職の県会議員である檀家総代を予定しております。こうした場合でも、寄付をいただくことは、できないのでしょうか、ご教示下さい。

(愛知県N寺)

〔回答〕平成元年法律八一号をもって十二月十九日に公布され、平成二年二月一日から施行されている公職選挙法の改正は、①公職の候補者等の寄付の禁止及び公職の候補者等に対する寄付の勧誘又は要求の禁止についての罰則の強化、②

後援団体の寄付の禁止の強化、③あいさつ状の禁止、④あいさつを目的とする有料広告の禁止等と内容とするものです。お尋ねの件は右のうち①に関するものです。ここで公職の候補者等といわれるのは、①公職の候補者、②公職の候補者となろうとする者、③公職にある者、の三つをいいます。

ところで公職選挙法が改正される前にも公職の候補者等は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄付をしてはならないと定められていましたから、一切の寄付はもと禁止されてきました。しかし、禁止されていた一切の寄付全部が処罰の対象となっていたのではなく、①当該選挙に

関し寄付をした場合と②通常一般の社交の程度を越えて寄付した場合の二つの場合にのみ、処罰されていたのでした。ですから公職の候補者が檀家で応分の寄付をしたような場合でも、それは右の①②の双方には該当しないということで、禁止されてはいたしましたが、処罰の対象ではありませんでした。

ところが、今回の改正で処罰されないのはつぎの二つになってしまいました。一つは公職の候補者等が結婚披露宴に自ら出席しその場においてする当該結婚に関する祝儀の供与、二つは公職の候補者

等が葬式(含告別式)に自ら出席しその場においてする香典等の供与又は葬式の日(本葬と密葬がある場合は密葬の日)までの内に自ら弔問しその場においてする香典の供与です。

従ってお尋ねの場合、檀家総代である現職県議員も右にいう候補者等に該当し、総代さんから寄付を戴くことは、形式上禁止されているようにみえます。事実、平成元年暮に自治省が、都道府県選挙管理委員会委員長等を集めて行った会議における改正公職選挙法関係質疑集には、候補者等が檀家となっている選挙区内にある寺の本堂修復のため、候補者等が寄付することは罰則をもって禁止されると記載されています。

政治家の寄付について

私はこの見解には反対です。お尋ねの場合の寄付とは、大乘仏教の実践倫理としての六波羅密の第一に挙げられる布施、布施のうちでも財施ということでしょう。これは「完全に純真心からの物質的な施し」を意味し、特に「僧に施し与える金銭または品物をいう」とされています。そして、この布施は、単なる民法上の贈与契約である寄付を越えて、在家における宗教行為そのものであります。

お尋ねの総代さんが、仮に県会議員であっても、貴寺の檀家として持戒、忍辱、精進、禪定、智慧の徳目と共に行われる

尊い布施行として勸募に応じられるならば、私は、公職選挙法に何ら違反しないと考えます。文言上は公職選挙法に該当して罰則の対象となりうるようではあっても、総代さんの布施行は正当行為として違法性を阻却するというわけでは、これは、医師が手術の際、メスで患者を傷つけても傷害罪とならないのと同じです。医師の正当な職務行為として違法性が阻却されるのと同じように、総代さんの正当な宗教行為として違法性が阻却されるのです。もう一歩進めて、布施をするとは公職選挙法にいう寄付には該当しないといっても良いかも知れません。前述の改正公職選挙法関係質疑集には、「葬儀の際の読経などに対するお布施は寄付に当たらないと考えてよいか」との質問に対し「お見込みのとおり」といって布施は、寄付に該当しないと述べています。しかしその理由は「役務の提供に対する債務の履行と認められる限り」というものです。読経という法施に対する債務の履行が布施でないことは僧侶ならば誰でも理解しています。しかし自治省の見解は世間の常識に根拠をもっているのです。本堂改築の為の寄付と読経の際のお布施とは、同じものだという、布施行の意味を、檀信徒や門徒さんに啓蒙しなければならぬ所以です。布施行における仏教理論を世間の常識にすることが、結論の分かれ目だと思います。

なお総代さんの縁者が勸募に応じることは、実質的にその有縁の方が、自己の名義で行う限り禁止されてはおりません。

仏教伝道文化賞

功労賞にサンヤ・ダルマサクテイ氏

第二十四回仏教伝道文化賞（仏教伝道協会主催・沼田智秀会長）の贈呈式が、去る三月十三日午前十一時から、東京・三田の仏教伝道センタービルで行われた。今回の受賞者は次の通り。

A項 稲田亀男ケネス氏



受賞者にお祝を述べる中村元氏

C項 米沢 英雄氏

功労賞 干潟 龍祥師

サンヤ・ダルマサクテイ氏

功労賞を受賞したサンヤ・ダルマサクテイ氏（八十二歳）は、タイ王国首相を務めるなど、タイ王国において、法律、教育、政治の各分野にわたる最高の地位に就任してきた。若い頃より仏教に関心を持ち、三ヶ月間の僧院生活を送る。一九七四年から一九八〇年までタイ国仏教協会会長を務め、一九八四年にはスリラ

ンカのコロンボで開かれた世界仏教徒連盟（WFB）世界大会で同会長に選出された。

一九七八年に開催された第十二回世界仏教徒会議日本大会に際し、タイ国仏教協会会長として出席されるなど、仏教を通じて日本とタイとの友好親善に努めた。仏教の国際化を推進し、国際平和への貢献に力を注いでおり、同連盟の発展に寄与すること大であるということが、高く評価されたものである。

事務局録事

（三月）

三十九日 ネパール現地調査

八日 第三十四回全日本仏教徒会議

大阪大会実行委員会出席

法律相談室

十二日 局内会議

ルンビニー委員会

十三日 仏教伝道文化賞受賞式出席

国際仏教興隆協会理事・評議員会出席

局内会議

十五日 局内会議

十六日 理事・評議員会

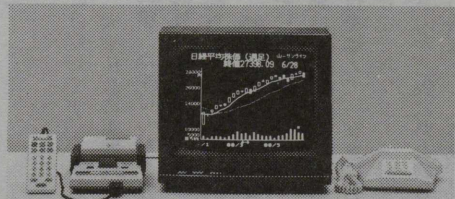
二十七日 局内会議

二十八日 日本仏教文化会議運営委員会

二十九日 日宗連理事會出席

三十一日 部属解放研究所宗教部会出席

ファミコンで、リアルタイムの株式投資。時価速報など、最新の株式情報がたちまちわかる。早朝、深夜でも株式の売買注文がピピッとできる。山一のサンラインF-III。わが家のファミコンが、こんなに役にたつとは。



山一のサンライン



ピピッと株式、ファミコンで。

お申込みは最寄りの山一証券、本・支店または下記の電話へ

「サンライン」専用お問合せ電話（通話料金無料）

☎ /局番 なし **0120-001234**

※平日/8:30-17:00
※土曜（第2・3を除く）/8:30-12:00

山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)

詳しい資料をご希望の方は、右の資料請求券を裏面に貼って住所・氏名・電話番号・職業・年齢をご記入の上 〒103 東京・日本橋局区内 山一証券証券情報部宛ご請求ください。

資料請求券
サンラインF-III
全 仏